2025 年 11 月 26 日

規約改定のお知らせ

2026 年 1 月 1 日付で「ドコモ net ご利用規約」を以下の通り改定いたします。

改定部分以外は「(略)」と記載しております。

「ドコモ net ご利用規約」の改定内容

[改 定]	[現 行]
第 1 条（サービス概要） （略） 2.ドコモは、次の各号のいずれも満たしているお客さまに対し（以下、第ｉ号及び第 ii 号を併せて「適用条件」といいます)、適用条件を満たしている期間（最初に適用条件を満たした日の属する月の翌月 1 日から起算して 1 1 か月目の末日までを上限とします。また、2026 年 1 月 1 日以降に当該条件を満たした場合は、2026 年 11 月 30 日までを上限とします。）に限り、別に定める「ネットワークセキュリティ利用規約」に基づき提供する「ネットワークセキュリティ」(以下「ネットワークセキュリティ」といいます。)を無償で利用することができる権利を提供します（左記権利については、2026 年 11 月 30 日をもって失効します。)。なお、適用条件を満たさなくなった場合であっても、ネットワークセキュリティの利用に係る契約は終了せず、ネットワークセキュリティ利用規約に定めるところに従い利用料その他のドコモに対する債務の支払いを要するものとします。 ｉ．本サービスの契約をしていること ii．ネットワークセキュリティの利用に係る契約を締結していること (略)	第 1 条（サービス概要） （略） 2.ドコモは、次の各号のいずれも満たしているお客さまに対し（以下、第ｉ号及び第 ii 号を併せて「適用条件」といいます)、適用条件を満たしている期間（ただし、最初に当該条件を満たした日の属する月の翌月 1 日から起算して 1 1 か月目の末日までを上限とします。）に限り、別に定める「ネットワークセキュリティ利用規約」に基づき提供する「ネットワークセキュリティ」(以下「ネットワークセキュリティ」といいます。)を無償で利用することができる権利を提供します。なお、適用条件を満たさなくなった場合であっても、ネットワークセキュリティの利用に係る契約は終了せず、ネットワークセキュリティ利用規約に定めるところに従い利用料その他のドコモに対する債務の支払いを要するものとします。 ｉ．本サービスの契約をしていること ii．ネットワークセキュリティの利用に係る契約を締結していること （略）